

子どもの貧困と教育・雇用・ジェンダー格差

——グローバル化と教育経済論——

前原直子

The Relationship between Child Poverty and Educational Disparities, Employment Gap and Gender Inequality: In Relation to the Theory of Education's Effects on Economy under Globalization

MAEHARA Naoko

Adam Smith (1723-1790), in his book *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (1776), asserts that self-interests of individuals would spur them on diligent work, which would develop economy and enhance accumulation of capital. During the Victorian era (1837-1901), however, the gulf between rich and poor grew. John Stuart Mill (1806-1887), in his book *Principles of Political Economy* (1848), insists that labourers' education would cultivate their moral and intellectual standard, which would improve the productivities of labour. However, in the 21st century, today, child poverty is even increasing in economically advanced countries. 'The Innocenti Report' (2016) issued by United Nations Children's Fund (UNICEF) reports that the inequalities are disadvantaging children in the early stages of life and weakening their futures. In regards to the theory of education's effects on economy, child poverty could be eliminated by the reform of educational and economical systems. Strategies to solve employment gap, gender inequality and educational disparities are an urgent need of time.

キーワード：子どもの貧困, 教育格差, 雇用格差, ジェンダー不平等, 教育経済論, 資本蓄積, 「底辺におかれた子どもたちの所得の格差」, グローバリゼーション, 雇用戦略, ワークライフバランス政策, 学習到達度ギャップ, child poverty, educational disparities, employment gap, gender inequality, the theory of education's effects on economy, accumulation of capital, globalization, 'bottom-end inequality', Employment Strategy, Work Life Balance Policy, Achievement of academic proficiency

はじめに

本論文は、グローバリゼーションに伴う経済状況の変化が子どもの教育に与える影響と教育が子どもの将来の所得に与える影響の双方（教育経済）について、欧州連合（European Union: EU）の雇用戦略、国際連合児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）の『イノチェンティレポートカード13 先進諸国における子どもの幸福度の格差に関する順位表』¹⁾を手掛かりに経済・教育・ジェンダー格差の視点から考察するものである。

アダム・スミス（Adam Smith: 1723-1790）『道徳感情論』（1759）²⁾によれば、真の幸福とは、「心の平穩」の保持＝《絶対的幸福》にあるが、人間が真の幸福の認識・自覚に至るには、生活水準の向上による「利己心」の充足が必要条件である。「利己心」を喚起するためには、教育によって「共感」能力の向上を図り、人生の目標を設定することが前提となる³⁾。『国富論』（1776）⁴⁾においてスミスは、「利己心」の自由な発揮が国富の増進と資本蓄積を推し進め、利潤の増大と生活水準の向上がともに実現する、という資本蓄積論を展開した。その大きな理由は、自らの人生の明確な目標を設定し、物質的利益の増大・生活水準の向上という《相対的幸福》を実現して自らの利己心を充足してこそ、初めて人間諸個人は自らの「心の平穩」の保持＝《絶対的幸福》⁵⁾を実現することができる、と考えたからに他ならない⁶⁾。

スミス以後のイギリスは産業革命による経済的繁栄を謳歌したが、ヴィクトリア時代（1837-1901）には、貧富の格差、児童労働、女性の低賃金労働そして労働者階級の「道徳的退廃」が社会問題化した。

19世紀イギリスを代表する政治経済学者J. S.ミル（John Stuart Mill, 1806-1873）は、『経済学原理』（1848）⁷⁾において、現実の不完全な私有財産制を「理想的私有財産制度」へと移行するためには経済システムの改革と教育制度の改革が必要であり、社会構成員の「知的・道徳的水準」を向上してこそ「理想的私有財産制度」への移行が実現可能となると主張した。そのためミルの教育経済論は、まずは労働者階級の教育に向けられた。

ミルによれば、〈労働者階級の教育→「将来への思慮」→「賢明なる利己心」の発揮→労働者の「労働能率」向上→生産性向上→労働者の「生活水準」向上→さらなる教育の機会の創出〉という教育と経済との有機的結合によって、労働者階級は「利己心」を喚起され、上昇志向を持って目標に向かい生活水準を向上させることが可能となること、生活水準の向上は教育を可能とし、将来に対する「思慮」と人生における上昇志向を生むので、そうした諸個人が増えることによって〈利己心の体系＝人間的成長の体系〉が構築される⁸⁾。

本論文では、こうしたアダム・スミスとJ. S.ミルの教育経済論の視点に立脚して、現代のグローバリゼーション社会における貧困と教育水準の相関関係を、「グローバリゼーションと雇用格差」（第1章）、「雇用形態におけるジェンダー格差」（第2章）、「教育・雇用・ジェンダー

格差と子どもの貧困」（第3章）を通じて考察する。

日本は世界と比較した場合、GDPも高く学習習得度が上位であるにもかかわらず、貧困率、相対的貧困率も高く、学力格差が大きい。貧困にあり学力が低い子どもたちは将来に対する目標を抱くことができず、将来は低賃金労働者となり「貧困の連鎖」を生む。本論文の問題意識は、何が子どもの貧困を生みだしたかを考察し、それを解決するために何が有効か、を考察することにある。

1 グローバリゼーションと雇用格差

(1) グローバリゼーションに伴う雇用形態の変容

日本経済は、長年、輸出拡大による国内設備投資の増大→雇用と賃金の増大による生活水準の向上→家計消費への刺激→消費財市場の拡大→資本蓄積→設備投資の増大→消費財の生産拡大→輸出増大→さらなる設備投資の増大というプロセスで成長を続けたが、1985年プラザ合意によって円高・ドル安政策が取られると、日本の輸出産業はコスト削減のために生産拠点の海外移転を余儀なくされ、このことが国内製造業の空洞化をもたらし、成長構造は危機に直面した。

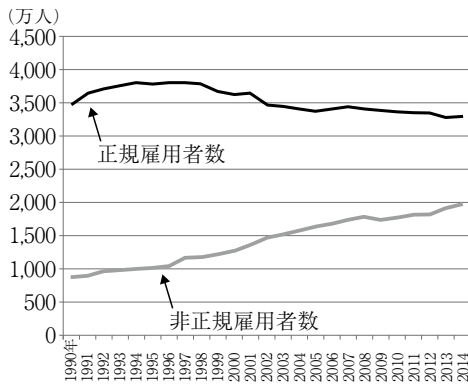
21世紀に入り急速に進展するグローバリゼーションは、モラル・サイエンスによる社会秩序の調和という考え方ではなく、新自由主義にもとづくアメリカニズム（新自由主義型資本主義）であり、利益最優先の政策が展開され格差が広まった⁹⁾。

グローバリゼーションの進展によって、国境を越えた大競争時代に直面した日本企業は、人件費の高い正規社員を人件費の安い非正規雇用で代替する雇用形態へと転換させた。組織内の単純労働はコンピュータか人件費の安い国の労働市場へと流れ、能力や技術力を要する仕事は、能力や特定の技術力を持った少数の人間に集中する傾向が強まった。政府の政策は、「多様な就労形態」の促進という名目のもとに、非正規労働を支援し、労働市場における規制緩和が大きく展開されはじめた。

1998年の金融危機以降、労働の所定時間は週40時間に対して、60時間以上働く人（単純計算すれば1日4時間残業）が約70万人と急増している。オランダでは、週当たりの平均労働時間が30.8時間と比べると、日本の場合、驚くべき労働時間の長さである。

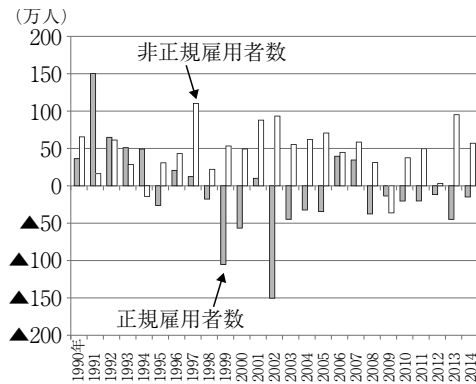
長時間労働は、働く人の心身両面をむしばみ、1998年以降、過労死が急増している。金融危機からの景気回復後も所得格差は拡大し続け¹⁰⁾、長時間労働と非正規雇用者が増加し、個人の生産性の格差・大企業と零細企業の格差が拡大する「二極化社会」となっている（図-1、図-2 参照¹¹⁾。

図-1 正規・非正規雇用者数 (実数)



資料：『統計Today No.97』総務省統計局。

図-2 正規・非正規雇用者数 (対前年増減)



資料：『統計Today No.97』総務省統計局。

(2) EUにおける雇用戦略

2.1. 新しい知識・情報化社会への転換

1997年、EUは、ヨーロッパ雇用サミット（於・ルクセンブルク）において、新しい知識・情報化社会への転換にむけてヨーロッパ雇用戦略（Europe Employment Strategy）を発表した。その目標は、知識・情報を基盤とした脱工業経済社会への転換を促し、EU加盟国の国際競争力を高めることにある。①雇用可能性（employability）、②企業家精神（entrepreneurship）、③適応可能性（adaptability）、④機会均等（equal opportunity）の4つの重点政策から成るヨーロッパ雇用戦略は、目標達成のための過度の競争を避け、市民の福祉、具体的には高齢者、若年者、女性など社会的弱者や労働市場から排除されてきた人びとを社会的に統合すること（Social Inclusion）に特徴があった¹²⁾。すでにヨーロッパ雇用戦略がEU加盟諸国の失業率減少などの一定の成果に結びついていることが明らかにされている¹³⁾。ワークライフバランス（Work Life Balance：WLB）政策もこの戦略のひとつである。

「パートタイム労働指令」（2001年）において提示された「柔軟な働き方」は、労働者が仕事と家庭を両立するために必要な「育児休暇」「出産休暇」「職場復帰する権利」などの「労働の柔軟性」の決定権を労働者が手にするという視点に立脚する。この視点の実現には、伝統的な労働法や労働契約法の枠組みに対する変更が必要とされた。

2.2. イギリスの公共部門におけるパートタイム労働とジェンダー

イギリスではパートタイムとジェンダーが密接に関連している。上林（2003）によれば、イギリスでは公共部門におけるパートタイム労働の活用が民間部門以上に高く、1980年代の公共部門の民営化によって、雇用労働者全体に占める公共部門の雇用者の割合は29%から20%に減少した。公共部門で特にパートタイム比率の高い業種は、公務・教育、保健で36.7%¹⁴⁾、職種

別は教員、看護師、介護士、保母、保健婦等の職種で44.9%である。24時間体制のシフト勤務の職種ではフルタイム労働者の負担軽減を図るためのパートタイムの導入が活用されている。民間部門に比べて、資格や専門知識、熟練技能などを必要とする職種が多く、公共部門のパートタイム労働のほうが技能・資格のレベルが高い人の割合が多い。にもかかわらず賃金は高くない。公共部門のパートタイム労働は、教育・サービス職種を中心に展開されており、女性が多い職種では家庭との両立を図るために短時間労働が選好される。公共部門のパートタイム労働者は、有資格者で技能レベルが高くて低賃金で補助的職種や労働集約的部門を選好する。その理由として、雇用主が自治体であるという雇用の安定、社会的意義が高い職種であること、といった点があげられる¹⁵⁾。

「均等待遇」の実現のためには、高賃金職種においても、同一就労条件で労働時間だけが短いパートタイムの働き方が拡大される必要がある。

2.3.「多様な働き方」の導入による労働時間短縮と生産性向上

WLB政策を積極的に行っているEU加盟国では、雇用の安定と労働者のキャリアアップにつながる柔軟な労働市場の確保を最優先課題とし、より包括的な「均等待遇」の規制の一面として男女均等待遇を位置づけている。育児休暇など各種の休業制度はこれを補完する役割を果たすものである¹⁶⁾。

EU加盟国のうちオランダは、ジェンダー平等の視点が明確でWLB政策で先行している。オランダでは、労働時間短縮と生産性向上の間の相関が検証されている。

1982年、オランダでは、失業率12%という大量失業を背景に、労働時間を短縮し自主的賃金抑制を通じて労使が雇用を確保するという「ワッセナー合意」がなされた。また共働き家庭が増加したということ为背景に、1996年に「労働時間差別禁止法」によって、賃金格差がほとんどなくなっている。2000年には「パートタイム労働をする権利」によって、労働時間の短縮を請求できるようになった。これらの政策の導入によって、「多様な働き方」が可能となった。

たとえば「フルタイム労働」は週休2日、週当たり35～38時間労働、「大パートタイム労働」は週休3日、週当たり30～35時間労働、「ハーフタイム労働」は週約20時間労働となっている。

図-3 オランダモデルと日本

フルタイム労働	大パートタイム労働	ハーフタイム労働
35～38時間労働／週	30～35時間労働／週	20時間労働／週
週休2日	週休3日	
	オランダ	日本
平均就労時間／週	30.8時間／週	40.4時間／週
女性就業率	71.2% (20～64歳)	59.8% (15～64歳)
1人当たりGDP	52,811ドル (世界7位)	38,565ドル (世界22位)

資料：正木裕司・前田信彦「【特集】パート労働の国際比較(2)オランダにおける働き方の多様化とパートタイム労働」『大原社会問題研究所雑誌』No.535, 2003年から前原直子が作成(2016)。

全体の就労時間の平均を日本と比較した場合、オランダは週30.8時間、女性就業率（20歳から64歳）で71.2%、1人当たりGDP 52,811ドル（世界7位）、これに対して日本は、週40.4時間、女性就業率（15歳から64歳）59.8%、1人当たりGDP 38,565ドル（世界22位）である¹⁷⁾。

この統計から、日本はオランダと比べ、労働時間は長く1人当たりのGDPが低い、つまり1人当たりの時間生産性が低いことが理解できる。

さらにオランダでは、夫婦がともに短時間働き、仕事と家庭生活を夫婦で両立させている。夫婦2人で、1.5人分働く「1.5人モデル」と呼ばれる就労形態もある。その意図は、第1に、雇用を守ることにある。1人が働く時間を短くして、皆でワークシェアリングすることによって、失業者を少なくし収入格差を小さくする。第2に、夫婦ともに仕事と家庭の両立を行うということである。日本のように女性がすべての無償労働を負担するのではなく、オランダでは夫婦2人で子育て・介護などのケアを行うという考え方が浸透している。

こうした就労形態によって、オランダでは世帯収入が増え、家計の消費が増加し、経済が活性化するので雇用が維持される、という好循環が生まれたことが指摘されている¹⁸⁾。

2007年、経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development: OECD）が発表した「新雇用戦略」の主張点は、個別的な政策から、複数の政策を組み合わせることで労働者サイドと企業（雇用）サイドの調和を目指すことにあった。たとえば、最低賃金の引き上げと生産性の向上とを同時に実現することで、労働者の生活の保障と企業の利益の向上を同時に達成し、雇用の安定化を図ることが求められている。

「新雇用戦略」における労使協調路線の先駆けとなる経済理論は、J.S.ミルの『経済学原理』（1848）で主張される労働費用・利潤相反論である。資本家と労働者の労資対立は、「労働能率」の主体的要因の改善→「労働能率」の向上→生産性の向上→生活必需品の価格の低下→労働者の「実質賃金」向上、また他方では「労働能率」の向上→「生産費用」の低下→資本家の利潤増大、という経路で労資協調関係へと移行可能である、とミルは主張した¹⁹⁾。

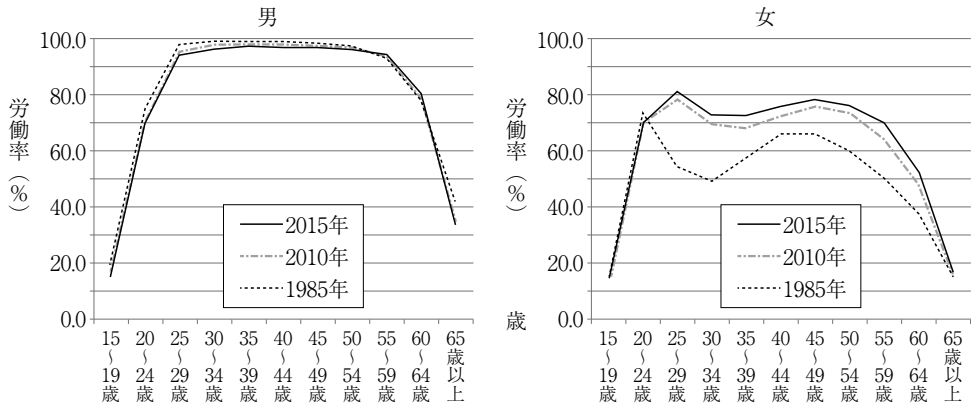
2006年～2007年のOECD「新雇用戦略」では、多くの国で「福祉から就労」（Welfare-to-Work）（社会保障に頼らずに働いて自立する）政策への転換が図られることになった。働くことで意欲を高め、自己の能力を伸長できるシステムこそが社会保障につながるという考え方である。各国では失業率は低下したが、その一方で労働市場の二極化という問題が浮上した。このことは、規制緩和による雇用の量だけでは解決しきれない、雇用の質の問題が顕在化したことを意味する。

2 雇用形態におけるジェンダー格差

(1)日本のジェンダー格差

EUの雇用戦略と就労形態の改正を念頭に置きつつ、日本の雇用と格差の現状を見てみよう。

図-4 年齢別、男女別雇用（1985年、2010年、2015年）



資料：総務省統計局「労働力調査」（1985年、2010年、2015年）。

図-4に見られるように、男性の労働力率は、1985年、2010年、2015年において一貫して25歳から59歳まで9割以上となっている。一方、女性の労働力率は、「M字型カーブ」を描いており、30歳代に低くなる傾向が見られるが、2015年、初めて7割を超えて72.4%となり、M字カーブの底が上昇した。女性の25歳から29歳の労働力率も初めて8割を超えて80.9%となり、女性の労働力率が上昇していることが理解できる²⁰⁾。

厚生労働省「平成27年版 働く女性の实情」は、「男女雇用機会均等法」（以下、均等法）施行から30年間の女性の労働環境の変化を考察している。その特徴は、以下のとおりである²¹⁾。

(1) 女性の年齢階級別労働力率については、「M字型カーブ」がこの30年間で大きく上方にシフトし、窪みが大幅に浅くなっている。さらに就業率については、25歳から44歳の女性の就業率が、1985（昭和60）年の56.5%から2015（平成27）年の71.6%まで上昇傾向にある。

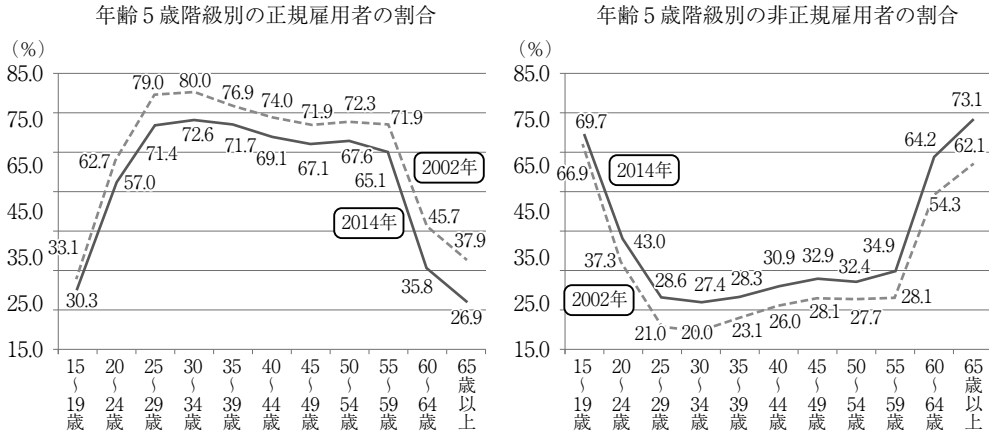
(2) 女性の産業別雇用者数の推移では、1985年は「サービス業」が女性雇用者総数に占める割合30.0%で最多、2015年は「医療、福祉」が同23.4%で最多となった。

(3) 女性の雇用形態別雇用者数としては、「非正規の職員・従業員」の割合は、1985年の32.1%から2015年の56.3%までほぼ一貫して上昇傾向にある。このことは労働力率の増加と関連して見た場合、働く女性の数は増え続けているが、それは非正規での雇用増加となっている。非正規雇用者の割合は、15～24歳の若年層で上昇幅が最大である。1990年に881万人だった非正規雇用者数は、2014年に1962万人と2倍以上になった。

(4) 男女間賃金格差の推移としては、一般労働者の給与額の男女間格差（男性を100%とした場合の女性の所定内給与額）は、1989年は60.2%であったが、2014年は72.2%となっており、格差は縮小傾向にあるものの、国際水準から見ればまだまだ改善の途上にある（表-1参照）。

(5) 役職者に占める女性の割合の推移としては、1985年から2015年の30年間の変化を見ると、

図-5 賃金におけるジェンダー格差の推移



注：正規（非正規）雇用者の割合は、正規・非正規雇用者の合計に対する正規（又は非正規）の割合。
 資料：『統計Today No.115』2016年11月28日，総務省統計局。

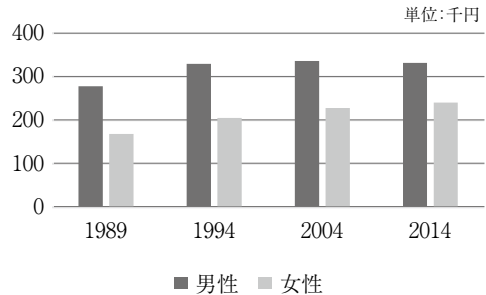
表-1 賃金におけるジェンダー格差の推移

単位：千円

	1989 (平成元)	1994 (平成6)	2004 (平成16)	2014 (平成26)
男性	276.1	327.4	333.9	329.6
女性	166.3	203.0	225.6	238.0
賃金格差 (男性=100)	60.2%	62.0%	67.6%	72.2%

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2014年。

図-6 賃金におけるジェンダー格差の推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2014) にもとづき前原直子作成 (2016)。

「課長級以上（部長級＋課長級）」が1.4%から8.7%に、「係長級以上（部長級＋課長級＋係長級）」が2.5%から11.9%に上昇しているものの，欧米諸国と比べるとかなり低い。

表-1 と図-6 は、「賃金におけるジェンダー格差の推移」を示している。男性の賃金を100%とすると，2014年の女性の賃金は72.2%となっており，賃金格差は比較可能な1976年の調査以来，過去最小となっている。しかしこれを国際的水準で見るとまだまだ男女別格差は大きい。OECDの調査によると，2010年における正社員である米国の女性の収入は男性を100%とした場合の81%であるのに対して，日本では71%（2014年は72.2%）と10%の差があった。

また男性の家庭の役割分担は，アメリカ2.6時間，スウェーデン3.7時間に対して，欧米と比較した場合，日本は0.8時間と低い。日本の場合，男性の労働時間が長く帰宅時間が遅いとい

う物理的事情が、男性が家庭の役割を果たせない要因のひとつとなっている。また夫が家庭の役割を果たせないことが、妻が正規労働から非正規へとやむなく「自主的」に移らざるをえない理由となっている²²⁾。女性の働く機会の創出、働き続けられる仕組みづくり、そして労働市場における男女平等の改善が必要である。そのためにこそ、長時間労働を回避し、労働時間短縮＝自由時間確保によって、仕事と家庭を両立するWLBを整えるための法整備が、急務な課題である。

(2)WLB政策

20世紀の高度経済成長期の日本の雇用の特徴は、男性の画一的な働き方に女性が合わせ、夫の所得を主とし妻がパートで補う「男性稼ぎ手モデル」であった²³⁾。こうした日本的雇用慣行と労働に対する日本的価値観が、WLB政策推進の障壁となっている²⁴⁾。

2007年12月、「WLB憲章」にもとづき「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政府のワークライフバランス推進官民トップ会議によって明らかにされた。「WLB憲章」とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会においても、子育て期、中高年といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指す計画である。今後、少子高齢化の進行により、労働力不足がますます深刻となる現在、雇用システムの根本的変革が求められている²⁵⁾。管理職のジェンダー格差をなくして、パート雇用であっても正社員になれるという可能性を明確化した雇用慣行の採用が必要である。男女格差、年齢格差、正規と非正規の賃金格差を是正し、欧米型の職種別賃金に近づけることを検討すべき時期に、日本も直面している。

WLB政策の推進には、何よりも労働時間の短縮が急務である。フルタイム労働者の年間労働時間の一割短縮、完全週休二日制100%実施、有給休暇の100%の取得、残業時間の半減を目指す必要がある。そのために政府によるパート労働法²⁶⁾、派遣法の改正などの労働市場改革が必要とされる。現在の3年間という派遣期間規制を見直し10年、20年などの長期の有期雇用へ改正される必要がある²⁷⁾。

3 教育・雇用・ジェンダー格差と子どもの貧困

(1)「貧困の女性化」と子どもの貧困

本章では、教育経済論（経済格差と教育格差）の視点から子どもの貧困を考察し、経済格差が次世代を担う子どもの教育にいかにか重大な影響を及ぼしているかを考察する。

日本の厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば、2014年「相対的貧困率」が過去最高の16.1%に上り、6人に1人が年収平均値の半分の122万円以下の収入しかないことが明らかとなった²⁸⁾。さらに「1人親世帯」の相対的貧困率は、54.6%でOECD加盟国中、最悪の水準

である。

2014年、日本は先進国で「相対的貧困率ワースト」4位、貧困状態にある子どもは300万人を超え、「貧困大国」と言われている²⁹⁾。2014年1月「子どもの貧困対策法」が施行された。「1人親世帯」のなかでも「母子家庭」の相対的貧困率は高く「貧困の女性化」が進んでいる³⁰⁾。

第2章で考察したように、日本の所得のジェンダー格差はOECD諸国のなかでも高い。さらに女性は正規雇用率が男性よりも低く、ましてや母子家庭では子どものケアと就労の両立から、正規雇用が困難となる。そのため低賃金の非正規雇用を掛け持ちして長時間労働するか、生活保護の給付を受け少ない金額でやりくりするという選択となり、貧困率が高まるのである。

ショロン・ヘイズ(2003)は、米国のシングルマザーに聴き取り調査し、「Welfare mother」が不可視化されてゆくプロセスを明らかにした。米国の福祉改革によって福祉(生活保護)を受けられなくなってしまったシングルマザーのやむにやまれぬ事情を丹念にひもとく研究である。シングルマザーは、米国政府の唱える「Welfare to Workfare」(就労による経済的自立)を望んでも、小さな子どもをかかえてフルタイムで働けず、福祉改革によって以前のように福祉も受給できずに貧困生活に陥ってしまう。貧困によって子どもに十分なケアや家庭教育が与えられないために、子どもに貧困が連鎖していくのである。シングルマザーが置かれている貧困状態を「自己責任」に帰することはできないことが、ケースごとに丁寧に調査されている³¹⁾。

子どもの貧困は、母子世帯に多く見られる。原(2016)は、「働く母親たちは、一方で「ワーク・ライフ・バランス」政策の「多様な働き方」、すなわち労働のフレキシビリティによって、「長時間労働や残業」を行う結果、「仕事と家庭生活の境目は曖昧に」なっていることを指摘する。このことが「ケアの時間の不足と質の低下」とを引き起こし³²⁾、子どもの家庭教育の欠如と「貧困の連鎖」を生むのである。

以上から、貧困が子どもの家庭教育の欠如を通して「貧困の連鎖」を生んでいることが明らかとなる。低所得の親の子どもが低学力で進学できない傾向、また将来は非正規雇用になる傾向が強まっている。幼少期における社会的経済的不利益は、成人後の所得・健康状態・スキルの低下傾向につながる。そしてその不利益が世代を超えて連鎖する。こうした子どもたちの格差を自己努力の不足の結果とすることはできない³³⁾。

「貧困の連鎖」を食い止めるには、さまざまな格差の是正が必要となる。第1に、雇用格差、所得格差の問題など経済格差の是正、第2に、家庭教育、学校教育、その他自治体など地域による教育制度を整え「教育の機会」を提供すること、つまり「教育格差」の是正が急務である。

(2)教育格差と「貧困の連鎖」

2.1.「子どもの貧困率」と「底辺に置かれた子どもたちの格差」

「子どもの貧困率」とは、世帯所得の中央値の50%を下回る世帯の子どもの割合である。そ

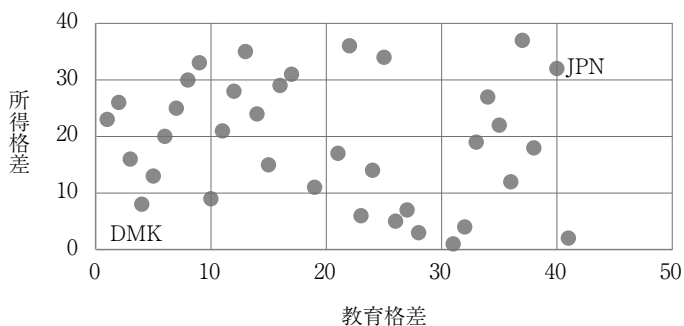
れに対して、「底辺の子どもたちの所得の格差」は、「相対的所得ギャップ」とも呼ばれるが、0歳から17歳までの子どもを持つ世帯の可処分所得をもとに計算されるものである。

UNICEF（2016）は、「平均的」な子どもと底辺に置かれた子どもとの間の格差（「底辺に置かれた子どもたちの格差」bottom-end inequality）に焦点を当て、「子どもたちがどの程度取り残されてしまっているか」、つまり最貧困層に属する子どもたちが「平均的」な子どもたちからどの程度取り残されてしまっているかを所得、教育、健康、生活満足度の視点から調査した³⁴⁾。

「相対的所得ギャップ」と子どもの貧困率とは密接に関連しており、底辺の所得格差が大きいほど、子どもの貧困率は高まる。逆に底辺の所得格差が小さいほど、子どもの貧困率は低い³⁵⁾。

「相対的所得ギャップ」が60%を超える国は、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペイン、イスラエル、日本、メキシコである。2013年、日本の「相対的所得ギャップ」60.21%、貧困率は15.%（2014年16.1%）であった。図-7からわかるように、日本は所得格差と教育格差がともに大きい。これに対して所得格差と教育格差の小さい国はデンマークである。

図-7 所得格差と教育格差



x = 所得格差, y = 教育格差

資料：UNICEF（2016）をもとに前原直子作成（2016）。

2.2. 所得格差と教育格差の相関

UNICEFの調査は、2008年から2013年の5年間の「相対的所得ギャップ」の推移から、対象となった先進諸国37カ国中19カ国において子どもの「相対的所得ギャップ」が少なくとも1ポイント以上拡大していることを明らかにし、先進諸国を4つのカテゴリーに分類している³⁶⁾。

- (1)第1グループは、「相対的所得ギャップ」が2ポイント縮小した10カ国の中で、下から10%にあたる所得と中央値の所得が両方とも上昇している4カ国（チェコ、フィンランド、韓国、スイス）があった。
- (2)第2グループは、「相対的所得ギャップ」が縮小した国々である。中央値の所得が減少し、下から10%にあたる所得の減少が緩やかである（アイルランド、リトアニア、ルクセンブ

ルグ)か、あるいは所得が増加した(メキシコ)ためである。

(3)第3グループは、「相対的所得ギャップ」が拡大した国々である。中央値の所得が減少・あるいは一定の推移であったのに対し、下から10%にあたる所得の増加がより緩やか・あるいは減少したためである。カナダ、フランス、イスラエル、スロバキア、スウェーデンである。

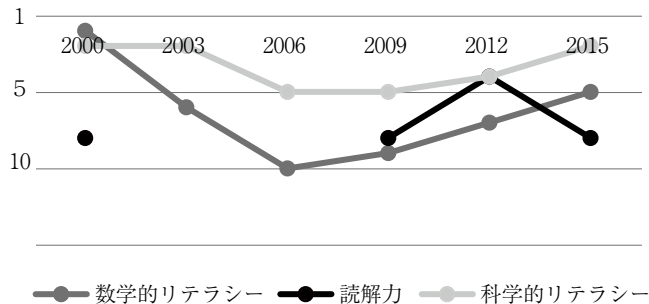
(4)第4グループは、「相対的所得ギャップ」の拡大が5ポイント以上という大幅な拡大を見た国々である。南欧、東欧の国々では、最も貧しい子どもたちがますます取り残されている。

2.3「学力格差」と「底辺に置かれた子どもたちの格差」

貧困が学力に与える影響については、「国際生徒評価のためのプログラム」(Programme for International Student Assessment: PISA)が実施しているOECDによる国際的な生徒の学習到達度調査を見てみよう。PISAは、2000年から3年ごとに、義務教育修了の15歳の生徒を対象に、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの調査を実施している。

上位10位における日本の位置づけは、図-8の通りとなっている。

図-8 PISAによる学力到達度調査における日本の順位



資料：UNICEF (2016: 13-14) にもとづき前原直子作成 (2016).
尚, 2003, 2006の読解力のデータはない。

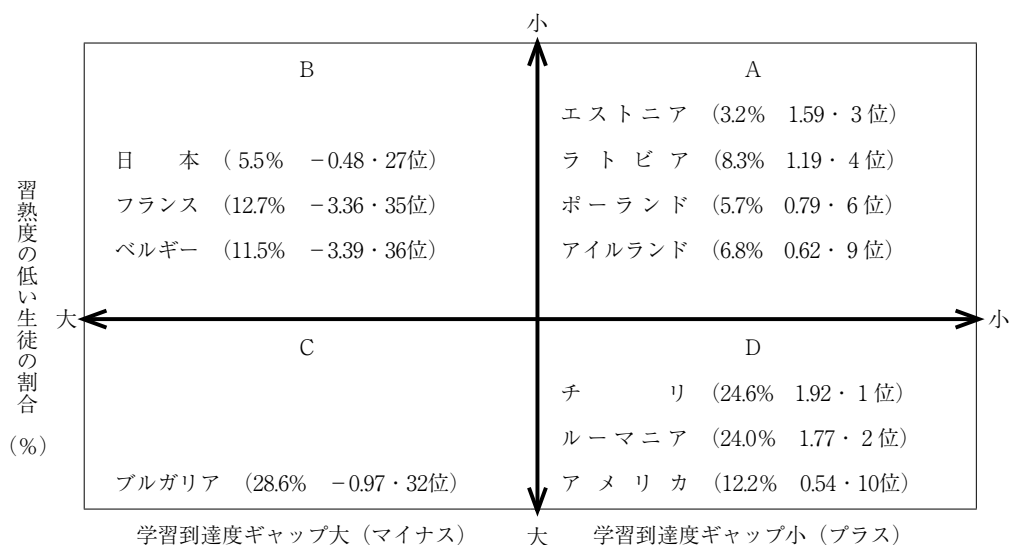
UNICEF (2016: 13-14) は、PISAの調査にもとづき「学習到達度の低い生徒」が「平均的」な子どもたちからどの程度取り残されているのかを、3分野において分析した。

2015年、エストニアは数学的リテラシー第9位、読解力第6位、科学的リテラシー第4位と一度に3分野で上位10位入りした。

図-9は学習到達度ギャップと習熟度の低い生徒の割合の関係を示すものである。

図-9の第1象限(A)は、学習到達度ギャップが小さく、習熟度の低い生徒の割合が低い。第1象限(A)に属する国は、エストニア(1.59/3.2%)、アイルランド(0.62/6.8%)、ラトビア(1.19/8.3%)、ポーランド(0.79/5.7%)である。これらの国々では、学習到達度ギャッ

図-9 学習到達度ギャップと習熟度の低い生徒の割合の関係



資料：UNICEF（2016：6-7）順位表2「教育の格差」をもとに前原直子作成（2016）。

が小さく、3分野すべてにおいて習熟度レベル2を下回る子どもたちの割合の低さを両立させている。

第2象限(B)は、学習到達度ギャップが大きい、習熟度の低い生徒の割合が低い。ベルギー、フランスは高所得国であるが、第2象限(B)に属する国である。学習到達度ギャップはベルギー(-3.39)フランス(-3.36)でギャップが大きい、習熟度レベル2を下回る生徒の割合はベルギー(11.5%)、フランス(12.7%)と高くない。

第3象限(C)は、学習到達度ギャップが大きく、習熟度の低い生徒の割合も高い。第3象限(C)に属する国は、ブルガリアで学習到達度ギャップが大きく(-0.97)、習熟度レベル2を下回る生徒の割合は、28.6%と高い。

第4象限(D)は、学習到達度ギャップが小さい、習熟度の低い生徒の割合が高い。第4象限(D)に属する国は、学習到達度ギャップが最小のチリ(1.92)とルーマニア(1.77)では、習熟度レベル2を下回る生徒の割合がチリ(24.6%)もルーマニア(24.0%)も非常に高い。「平均的」な学習レベルからはずれて取り残されている子どもの数は少ないが、基本的な学習能力が欠けている子どもの割合が他国よりも高いことから、国全体の学力が平均して低いことが理解できる。

日本の学力は、世界的に高水準であり、3分野において習熟度レベル2を下回る子どもの割合が5.5%と低い。しかしながら学習到達ギャップが-0.48と大きくOECDで27位である。「平均的」な学習レベルから取り残された生徒が多くいることを表している。

(3) 「子どもの貧困」と「意欲の格差」

格差の底辺にいる子どもたちが学習意欲を失ってしまっている現実を、多くの先行研究が明らかにしている。

宮島・藤田 (1991) は、家庭環境が子どもの教育達成に影響するメカニズムを実証研究で検証した。また近藤 (1998; 2000) は、親の職業、学歴、所得といった階級要因が子どもの教育達成に一定の影響を与えていること、その影響が戦後50年間大きく変化していないことを検証した³⁷⁾。

これらの先行研究は、家庭環境と子どもの教育達成度には相関関係があること、子どもの努力が将来の結果に結びつかないという不平等が存在することを示している。このことは、子どもが生まれおちた階層から上昇転化することが困難であることを示している。

また荻谷 (1995, 2001) は教育の格差が将来の所得格差を生むことを主張する³⁸⁾。荻谷 (2001) は、1979年と1997年の約20年間の東京都の中学2年生対象の調査を社会階層グループ別に比較し、受験競争など外部からの動機づけの減少によって、学習時間の減少や意欲の減退がどの階層に生じているかを分析した。外部からの動機づけに代わるものが、個人の内発的動機づけである。調査分析によれば、意欲の格差は社会階層間で拡大している。また社会階級の比較的上位に育った子どもは、意欲を維持し塾での学力保持を行っていた。また社会的階層・上位グループの子どもほど、興味関心をもちやすく、「内的動機づけ」が学習意欲に結びつけている。これに対して下位グループは、「あくせく勉強してよい学校や会社に入っても、将来の生活に大した変わりはない」と感じる。下位グループの生徒にとっては、学習面の成功を切り捨て、現在の生活を楽しもうと意識の転換を図ることによって自己肯定感を持つことが可能となる。内的動機づけによる学習意欲の醸成を図る教育改革は、上位グループと下位グループの間にインセンティブ・ディバイド (誘因・意欲の格差拡大) という問題を生みだしてしまったという³⁹⁾。

(4) 教育格差の是正

4.1. 「学力の格差」の是正

ノーベル経済学者 J. ヘックマン (J. Heckman) と米の経済学者 A. クルーガー (A. Krueger) (2005)⁴⁰⁾によれば、子どもの社会経済階層による高等教育への進学格差は、入学費用や大学の授業料が支払えないといった経済的制約によるケースよりも、大学へ進学できるだけの学力の有無に起因するケースが大きい。

クルーガーによれば、1964年、アメリカ政府はジョブ・コープ (Job Corps) という高校中退の16歳から24歳を対象とする全寮制の職業訓練制度を設けた。2年間 (最高3年まで) の訓練期間で、職業訓練だけでなく高校の再教育、対人スキル訓練などを行う包括的なプログラムである。2006年までで200万人が参加した。1人当たりの費用は安いとは言えないが、費用対

効果は10.5%の投資率となっている。

クルーガーに対してヘックマンは、職業訓練は基礎的学力の上に成り立つものであり、基礎的学力は幼少期の知育の上に培われる。それゆえに「基礎」が発達するための教育の重要性を説く。

ヘックマンとクルーガー（2005）は、大人になってからの就労トレーニングは、学齢の低い児童に対する学習支援に比べて、より多額の投資が必要であり、教育格差の是正は、初期に行うほど効果が高いことを示している。

4.2.「初期格差」の是正

以上の考察から明らかになることは、「教育格差」是正には学齢の低い時期の基礎学力（読み書き計算）の定着が極めて重要である、という点である。

荻谷（2001）は、「ゆとり」の強調と、形ばかりの子どものも主体性の尊重」が、本来の意図をはずれて「子どもたちの学習に「ゆるみ」を与え」、「その結果、生まれ育つ家庭の違いによって、高い学習意欲や望ましい学習態度を維持する家庭と、ゆがみが学習離れにつながる家庭との分化が生じる」と指摘する。こうした事態を是正するために、「教育の初期段階での学習位階度や学習意欲の階層差を極力抑えること」を提唱する。初期段階の階層差を最小限に抑制することで、その後の教育の格差の拡大をある程度は抑制できる、というのである⁴¹⁾。

阿部（2014）は、貧困状態にある子どもが高校進学できない、あるいは中退してしまう理由が経済的理由である以前に学力不足にあることを明らかにしている⁴²⁾。学力不足の理由が、小学校低学年における「読み書き計算」の遅れと、宿題で九九の暗唱や漢字の書き取りをできる家庭環境がないことをあげている。

教育格差の是正には、習熟度別学習・個別学習の導入、学級規模の縮小などによって、1人1人の児童・生徒に目が届きやすい学習環境を創出し、基礎学力を定着することが必要である。とりわけ教育格差が広まる以前の小学校低学年における「読み書き計算」の定着は重要である。またその実現には、地方自治体の教育委員会による学習制度への理解、教員の定数の増加などの予算措置が不可欠となる。

教育格差を是正するには、自己責任の原則を提唱するだけでは解決にならない。貧困状態の家庭で学習環境もなく「読み書き計算」が定着できない場合、意欲がなくなってしまう。低学年において、授業が理解できる楽しさを体験することが、学習意欲を引きだし、学習に取り組んで、学習の成果を生み、学力の定着につながるのである。学習で自信を得た児童・生徒は自己承認することができ、将来への目標設定が可能となる。基礎学力が定着してこそ、将来、進学や職業訓練を受けることが可能となるのである⁴³⁾。

子どもの教育機会が親の経済力によって制限されない制度づくり、子どもの「自己承認」の場や仕組みの提供が急務である。貧困状態にある子どもの学習支援を行うしくみが、少しずつ

ではあるが、広まってきている⁴⁴⁾。学校内外に、元教師や教職の資格を有する人びと、教員志望の学生による学習支援システムを形成し、遅れがちが児童・生徒にも、進度の早い児童・生徒にも、個別の学習ニーズに応えるしくみづくりが求められている。

公教育に携わる教師の質の向上と数の増加、また教師だけではなく、地域が子どもを見守る仕組みづくり、ICT（情報通信技術）による低コストの学習インフラの整備、NPOなど地域やボランティアからの支援など、子どもが「自己肯定感」を持って目標に向かって努力すれば学力を伸ばし目標を達成しことが可能となるような施策と教育投資の整備が急務である。

(5) 「教育格差」の是正と教育費の公費負担

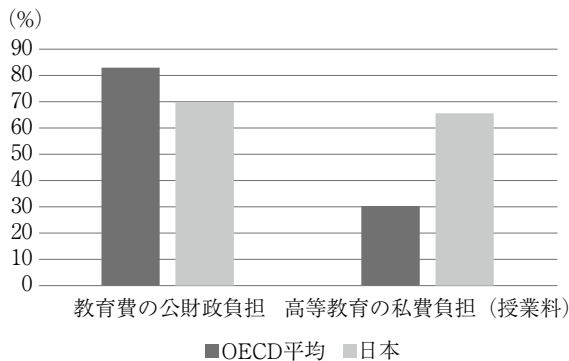
5.1. 公費負担・私費負担

「図表で見る教育：OECDインディケータ2015年版」（以下、OECD（2015）と略記）によれば、高等教育修了者の相対所得は、すべてのOECD加盟国において若年齢層より高齢層の方が高く、どの教育水準においても、「技能の習熟度」あるいは「学歴」が高いほど見返りが大きい。

日本の教育費は、国民1人当たりGDPの33%で、OECD平均27%を上回っている。日本は、高等教育の私費負担割合が、OECD加盟国で最も高い国のうちの1つである。図-10に見られるように、教育費（初等教育機関から高等教育機関までの支出）における公財政支出の割合はOECD加盟平均が83%に対し、日本は70%と最も低い国の1つである。これは日本において高等教育（授業料）の私費負担が、OECD加盟国平均30.3%に対して、65.7%と大幅に高いことによる。

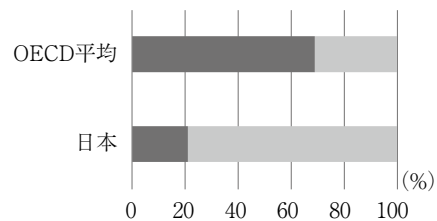
さらに図-11に見られるように、2013年、日本の高等教育機関の学生のうち79%が私立に、21%が国公立に在学した。OECD平均の私立31%、国公立69%と大きな違いである。また日本では、2014/2015年の平均年間授業料は私立が8,263米ドル、公立が5,152米ドルである。日本

図-10 教育費の公財政負担・私費負担



資料：『OECDインディケータ2015版』より前原直子作成（2016）。

図-11 国公立大学と私立大学の在学比率



資料：『OECDインディケータ2015版』より前原直子作成（2016）。

は約52%を家計から支出しており、高い授業料を私費で賄う者が多く、公的補助の恩恵を受ける学生は少ない。

日本は、OECD諸国のなかでも高等教育に関しては、国や社会が教育費を負担していない分だけ家庭の私費負担が高い。そのため、所得格差は教育格差に直結する。貧困は、教育の欠如を通して貧困の連鎖を生んでいる。低所得の親の子どもが低学力である傾向→そのため進学できない傾向→将来は非正規雇用になる傾向が強まっている。

5.2.「教育機会の平等」と奨学金問題

低所得の親の子どもが十分高い学力を持っていたとしても、教育費の私費負担が高い日本では、フランスをはじめとする他の先進諸国のように大学の授業料が無償ではないため、教育に関する「機会の平等」は保障されていない。所得の低い階層の世帯の場合、高等教育をあきらめるか、貸与型奨学金を利用して進学することになる。だが奨学金制度も大きな問題となっている。

日本は学費負担をサポートする学生支援制度の整備が遅れている。成績は優秀だが学費負担が困難な一部の学生は、授業料の一部免除、全額免除などを受けることが可能である。しかしその他の大部分は貸与型の奨学金や国の教育ローンなどで、その利用学生は38%である。

2004年に、日本育英会および文部科学省の奨学金の事業が統合され、奨学金事業は独立行政法人「日本学生支援機構」（以下、「支援機構」）に移行された。この改正によって、給付型の奨学金や返済免除職もほぼ廃止となり、貸与型の奨学金制度へと変更された。貸与型奨学金のうち無利子の第1種奨学金と有利子の第2種奨学金の割合は、3対7となっている。親が低収入の子どもが進学を希望しても、進学をあきらめる事態が顕在化している。もし進学するのであれば貸与の奨学金で高等教育を受けることになるが、それは卒業と同時に数百万円の債務を負うことを意味する。第2章で考察したとおり、雇用格差が広がり大学卒業者の正規雇用の割合が減っており、もし正規雇用されなければ、奨学金という借金を返済してゆくこと自体が困難となる。「支援機構」には、民営化前のように返済猶予がなく貸与した奨学金は何か何でも返済を迫られる。返済により生活苦につながる事態が現出しているのである。

民営化した「支援機構」の原資は民間からの借り入れである。「支援機構」は、95%という高い貸付回収率によって格付け会社から高い格付けを得ており、その評価にもとづいて民間から借り入れを行い、奨学金の原資としているのである。95%という回収率はメガバンク並の高さであり、この回収率は、返済猶予などの措置を極力出さないで回収に努めることによってはじめて実現される数値である。給付型奨学金や貸与型奨学金の返済免除制度が廃止された原因は、こうした「支援機構」の制度設計にあるのである。

したがって教育機会の均等化のためには奨学金制度の見直しが急務である。

「教育格差」是正は、大別すれば現金給付（教育費を家庭に直接支援する）と現物給付（学

習支援プログラムなど) という 2 つの問題に分かれる。子どもの貧困を解消には、①「教育費の格差」是正、②「学力の格差」是正という視点からの改革が必要である。

おわりに

アダム・スミス『国富論』、J.S.ミル『経済学原理』はいずれも教育の経済に与える影響と初等教育の重要性を主張した。J.S.ミルによれば、子どもの基礎教育(読み書き計算)を初めとする教育は、教育水準の向上→個性=自己能力の発見→人生の目標の設定→目標に向かう勤勉な自己努力(「賢明なる利己心」の発揮)→個性=自己能力の伸長→目標の達成、という経路で将来において仕事を通じて〈生命=生活の維持・再生産〉を実現することが可能となる⁴⁵⁾。

ミルによれば、生命とは第 1 に〈生存の維持・再生産〉である。そして第 2 に〈生命の維持・再生産〉であり、生命とは〈個性=自己能力〉である。教育の機会を十分に与えられた労働者は、教育水準の向上→知的・道徳水準の向上→共感能力の向上→個性=自己能力の発見→人生の目標の設定→勤勉な自己努力(「賢明なる利己心」の発揮)→企業内教育(「実際教育」)・自己教育→「労働能率」の主体的要因の改善→労働生産性の向上→労働時間短縮、という経路で生活水準が向上し、自由時間も増大するので、さらに自己教育を図り、仕事を通じて個性=自己能力を伸長することが可能となる。さらに自由時間では子どものケアや教育を行い、「学校教育」とあいまって、子どもの精神的・肉体的・知的能力が向上することが可能となる⁴⁶⁾。

教育は将来を担う人材=人的資本に対する投資であり、教育投資が将来の所得の増加となって個人の生活の安定を保障する。安定した生活を送れる個人が社会の大半を占めることによって犯罪が減少し社会が安定する。その意味で、教育費用はコストではなく将来の安定的な社会形成に対する投資である。高等教育を受けた人による新技術の発明・開発は、社会全体に経済的利益をもたらす。教育の普及による生活水準の向上=所得水準の上昇は所得税収入の増大をもたらす。

グローバリゼーションに伴う雇用格差、所得格差という経済格差が、子どもの教育格差を生みだしているが、教育格差は、子どもの属する世帯の所得と相関関係を持つ。「貧困の連鎖」を解消するためには、「教育格差」を是正し、すべての人間に対し教育の「機会の平等」が保障されるような教育制度の設計が必要である。

第 3 章図-9 で見たように、日本は UNICEF の指標の第 2 象限 (B) に位置しており、学習到達度が世界的に見て高いが、ギャップも大きく、子どもの貧困率も高い。指標の第 1 象限 (A)、つまり教育格差が少なく学習到達度が高い状態への移行を果たすために日本に必要とされることは、①初期における「学力格差」の是正のための公的処置、②「意欲格差」の是正、③高等教育への「教育機会」の開放、④奨学金制度の改正による「教育機会」の平等である。

生まれ落ちた家庭の所得水準にかかわらず、「教育の機会均等」を実現し、努力が結果に結

びつき経済的自立を果たしてゆくためには、給付型奨学金の復活などの教育改革、雇用格差・所得格差・ジェンダー格差は正のための制度改革が必要となってくる。ミルによれば、そうした経済システムの改革と教育改革が有機的に結合してこそ、労働者の勤労意欲と資本家の投資意欲が発揮される労資協調関係が実現し、生活水準向上と利潤の向上が実現できる社会への移行が可能となる。

注

- 1) UNICEF Office of Research, *Fairness for Children: A league table of inequality in child well-being in rich countries*, *Innocenti Report Card 13*, UNICEF Office of Research, Florence (April 2016), ユニセフ・イノチェンティ研究所。阿部彩・竹沢純子訳『イノチェンティ・レポートカード13 子どもたちのための公平性：先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表』日本ユニセフ協会（2016年）。以下、UNICEF [2016]。
- 2) Smith, A. (1759) *The Theory of Moral Sentiments*, London: ed. by D.Raphael and A. Macfie, Oxford, 1976. 水田洋訳『道徳感情論』岩波書店, 2003年。
- 3) 前原直子「アダム・スミスの教育経済論と共感論—アダム・スミス『国富論』と『道徳感情論』との関連で—」益永淳編著『中央大学経済研究所研究叢書 経済学の分岐と統合』中央大学出版部, 2017年, 31-92ページ。
- 4) Smith, A. (1776) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 2 Vols., ed. by E.Cannan, London, 1950. 水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』全4冊, 岩波書店, 2000-2001年。
- 5) 本稿は、『相対的幸福』と『絶対的幸福』の概念規定に関しては、前原正美「アダム・スミスにおける「人間の幸福」論と資本蓄積論—《相対的幸福》論と《絶対的幸福》論との関連で—」『中央大学経済研究所年報』第44号（2013年）545-575ページに依拠した。なお《 》は前原正美の独自の規定、〈 〉は前原直子の独自の規定である。
- 6) 前原直子, 前掲書, 34-35ページ。社会の構成員（資本家と労働者双方）の利己心は、「自然的自由の体系」のもと、利己心の発揮→生産力の増進→社会的生産力の向上→一国の資本蓄積の進展→富裕の全般化→資本家の利潤増大／労働者の生活水準向上, という経路で充足される。
- 7) Mill, J. S. (1848) *Principles of Political Economy, with some of their applications to social philosophy, in Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. II-III, ed. by Routledge & K. Paul, 1965-74. 末永茂喜訳『経済学原理』第1-5分冊, 岩波文庫, 1959-63年。
- 8) 前原直子「J. S.ミル『経済学原理』における教育経済論—T. R.マルサス『人口論』・『経済学原理』との関連で—」『マルサス学会年報』マルサス学会, 第25号（2016年）, 31-66ページ参照。〈利己心の体系＝人間的成長の体系〉を制度的基盤として「社会的共感」の質的向上と量的拡大が実現し、「他人の善」のためならば「自らの善」も犠牲にする〈公共心の体系＝人間愛の体系〉への実現可能性が生まれてくる, とミルは主張した。
- 9) 山田順『円安亡国—ドルで見る日本経済の真実—』文芸春秋社, 2015年参照。シカゴ大学教授のミルトン・フリードマン（シカゴ学派）によって提唱された「新自由主義」の経済思想のキーワードは「市場万能主義」「金融万能主義（マネタリズム）」「供給サイドの経済学」「小さな政府」「財政政策の否定」「福祉国家の否定」で表わされる。
- 10) 山口一男・樋口美雄編『論争日本のワーク・ライフ・バランス』日本経済新聞社, 2008年, 43-50ページ参照。
- 11) 総務省統計局ホームページ。http://www.stat.go.jp/info/today/img/097z13.jpg（2016年12月10日参照）。

- 12) 平田周一『ヨーロッパにおけるワークライフバランス』JILPT資料シリーズNo.45 労働政策研究・研修機構, 2008年. <http://www.jil.go.jp/> (2016年12月10日参照).
- 13) 濱口桂一郎『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ—』岩波書店, 2009年参照.
- 14) 2000年12月から2001年2月の労働力調査に基づく.
- 15) 上林千恵子 (2003) 「イギリス「パートタイム労働者規則」の効果と企業への適用事例 —パートタイム労働者の均等待遇問題—」日本労働研究機構『時事51 海外労働時報』No. 333, 2003年, 参照.
- 16) 萩原久美子『迷走する両立支援—いま, 子どもをもって働くということ』太郎次郎社エディタス, 2006年ならびに濱口前掲書を参照のこと.
- 17) 正木裕司・前田信彦【特集】パート労働の国際比較(2)オランダにおける働き方の多様化とパートタイム労働』『大原社会問題研究所雑誌』No. 535, 2003年, 1-13ページ.
- 18) 同書参照. オランダでは, 労働時間の短縮, 保育施設の拡充. 「労働とケア法」(2001年)が導入されている(8-11ページ).
- 19) 前原直子「J.S.ミルの利潤率低下論と『停止状態』論」『季刊 経済理論』第47巻第3号, 2010年, 79-90ページ参照.
- 20) 栗田奈央子「平成27年国勢調査(人口等基本集計)結果の公表—「初の人口減少」確定に当たって—」総務省統計局『統計Today No.115』2016年11月28日. <http://www.stat.go.jp/info/today/index.html> (2016年12月10日参照).
- 21) 厚生労働省「平成27年度版 働く女性の実情」. <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/13.html> (2016年11月30日参照).
- 22) 清山玲「ジェンダー平等政策の展開と雇用における「結果の平等」—ジェンダー平等政策は「結果の平等」を実現しているか」『大原社会問題研究所雑誌』No. 547, 2004年, 5-13ページ参照. 「子育て期における核家族世帯の妻の就業状態」「標準労働者の学歴別男女間賃金格差」「年間給与収入の階級別構成」といった視点から, 均等法成立後の男女間格差が広がっていく要因について詳細に分析している.
- 23) 八代尚宏「ワークライフバランスを通じた女性の人材活用」山口一男・樋口美雄編『論争日本のワークライフバランス』日本経済新聞社, 2007年, 63ページ参照. またエスピン・アンデルセンの指摘によれば, 「男性稼ぎ手モデル」を尊重する体制では, 労働市場が硬直化する傾向が見られる.
- 24) 日本のWLB政策については, 原伸子「日本におけるワーク・ライフ・バランス政策」原伸子『ジェンダーの政治経済学—福祉国家・市場・家族』有斐閣, 2016年, 207-228ページ参照.
- 25) 山口・樋口編, 前掲書, 41-45ページ参照. 高齢人口1人当たりの生産年齢人口は, 2006年12月で3.28人, その後2050年には, 1.31人に, 2055年には1.26人になると予想されている. 今後, 少子高齢化がさらに急速に進むことが予想されている.
- 26) 厚生労働省「パート労働ポータルサイト」「パートタイム労働法について」. <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/parttime/> (平成28年11月21日参照). 2015年改正のパート労働法は, ①「短時間労働者の待遇の原則」の新設(第8条), 職務内容などが同じ場合の通常労働者との差別的取り扱いの禁止(第9条)などパートタイム労働者の公正な待遇の確保, ②パートタイム労働者へ事業主の説明義務, ③雇用管理改善措置などに違反する事業主への措置, などを定めている.
- 27) 2015年改正の派遣法では, ①派遣労働者の派遣先労働者との均等待遇の推進, ②雇用を継続するための措置の義務化, ③派遣労働者のキャリアアップ推進の法令化, ④届出制の廃止とすべての労働者派遣事業の許可制化, へと改正がなされた.
- 28) 新井直之『チャイルド・ブア 社会を蝕む子どもの貧困』TOブックス, 2014年参照.
- 29) 新井直之『チャイルド・ブア2 貧困の連鎖から逃げられない子どもたち』TOブックス, 2015年参照.

- 30) 「貧困の女性化」問題に関しては別論文で検討する予定である。
- 31) Hays, Sharon, "Chapter 6: Invisibility and Inclusion", *FLAT BROKE WITH CHILDREN*, Oxford University Press, 2003. 前原直子訳「アメリカにおける福祉改革と子どもの貧困—不可視と包摂—」原伸子・岩田美香・宮島喬編『大原社会問題研究所叢書 現代社会と子どもの貧困—福祉・労働の視点から—』大月書店, 2015年参照。
- 32) 原, 前掲書121-123ページ参照。
- 33) UNICEF [2016] p. 2.
- 34) UNICEF [2016] p. 2.
- 35) UNICEF [2016] p. 5, p. 15. 可処分所得とは, 社会保障給付を加え, 税金を差し引き, 世帯人数・構成の違いを調整した後の所得である。
- 36) UNICEF [2016] p. 13.
- 37) 宮島喬・藤田英典編『文化と社会』有信堂, 1991年参照。近藤博之「社会移動の制度化と限界」近藤博之編『1995年SSM調査シリーズ10 教育と世代間移動』1995年SSM調査研究会, 1998年: 1-24ページ参照。近藤博之編『日本の階層システム3 戦後日本の教育社会』東京大学出版会, 2000年参照。
- 38) 荻谷剛彦『大衆教育社会のゆくえ—学歴主義と平等神話の戦後史』中公新書, 1995年参照。荻谷剛彦『階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会』有信堂高文社, 2001年参照。
- 39) 荻谷 (2001) 前掲書210-220ページ参照。
- 40) Heckman J. and A. Krueger, *Inequality in America: What Role for Human Capital Policies?* The MIT Press. Cambridge, MA, 2005.
- 41) 荻谷, 前掲書, 226-228ページ参照。
- 42) 阿部, 前掲書参照。
- 43) 新井 (2014) 前掲書参照。
- 44) 新井, 同書参照。
- 45) 前原直子「J. S. ミルの教育経済論—J. S. ミル『経済学原理』における教育論と経済理論との関連で—」『中央大学経済研究所年報』第47号, 中央大学経済研究所, 2015年参照。
- 46) 前原 (2016) 前掲書参照。J. S. ミルの幸福論に関しては別稿を準備している。ミルによれば, 人間が幸福を達成するためには, 自己の他者への「共感」によって理想的他者を発見すれば人生に目標をもって上昇志向という意味での「賢明なる利己心」を発揮し生活水準の向上を果たしてゆくことが可能となる。前原直子「J. S. ミルの経済思想における共感と公共性」有江大介編著『ヴィクトリア時代の思想と J. S. ミル』三和書籍, 2013年参照。

参考文献

- Hays, Sharon (2003) "Chapter 6: Invisibility and Inclusion" *FLAT BROKE WITH CHILDREN*, Oxford University Press. 前原直子訳「アメリカにおける福祉改革と子どもの貧困—不可視と包摂—」原伸子・岩田美香・宮島喬編 (2015)『大原社会問題研究所叢書 現代社会と子どもの貧困—福祉・労働の視点から—』大月書店。
- Heckman J. and A. Krueger (2005) *Inequality in America: What Role for Human Capital Policies?* The MIT Press. Cambridge, MA.
- Mill, J. S. (1848) *Principles of Political Economy, with some of their applications to social philosophy*, in *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. I-XXI, ed. by Routledge & K. Paul, 1965-74. 末永茂喜訳『経済学原理』第1-5分冊, 岩波文庫, 1959-63年。

- Smith, A. (1759) *The Theory of Moral Sentiments*, London: ed. by D.Raphael and A. Macfie, Oxford, 1976. 水田洋訳『道徳感情論』岩波書店, 2003年.
- Smith, A. (1776) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 2 Vols., ed. by E. Cannan, London, 1950. 水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』全4冊, 岩波書店, 2000-2001年.
- 新井直之 (2014) 『チャイルド・プア 社会を蝕む子どもの貧困』TOブックス.
- 新井直之 (2015) 『チャイルド・プア 2 貧困の連鎖から逃げられない子どもたち』TOブックス.
- 阿部彩 (2008) 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波書店.
- 阿部彩 (2014) 『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』岩波書店.
- 上林千恵子 (2003) 「イギリス「パートタイム労働者規則」の効果と企業への適用事例—パートタイム労働者の均等待遇問題—」『時事51 海外労働時報』No. 333, 日本労働研究機構.
- 江刺英信・宮下佳孝 (2015) 「最近の正規・非正規雇用の特徴」総務省統計局『統計Today No.97』2015年7月24日.
- 苅谷剛彦 (1995) 『大衆教育社会のゆくえ—学歴主義と平等神話の戦後史』中公新書.
- 苅谷剛彦 (2001) 『階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会』有信堂高文社.
- 栗田奈央子 (2016) 「平成27年国勢調査(人口等基本集計)結果の公表—「初の人口減少」確定に当たって—」総務省統計局『統計Today No.115』2016年11月28日.
- 近藤博之 (1998) 「社会移動の制度化と限界」近藤博之編 (1998) 『1995年SSM調査シリーズ10 教育と世代間移動』1995年SSM調査研究会: 1-24.
- 近藤博之編 (2000) 『日本の階層システム3 戦後日本の教育社会』東京大学出版会.
- 清山玲 (2004) 「ジェンダー平等政策の展開と雇用における「結果の平等」—ジェンダー平等政策は「結果の平等」を実現しているか」『大原社会問題研究所雑誌』No. 547.
- 鶴光太郎 (2015) 「雇用制度・人材教育改革に向けて—人的資本プログラムの研究成果と政策インプリケーション—」RIETI Policy Discussion Paper Series 15-P-016.
- 萩原久美子 (2006) 『迷走する両立支援—いま, 子どもをもって働くということ』太郎次郎社エディタス.
- 濱口桂一郎 (2009) 『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ—』岩波書店.
- 原伸子 (2008) 「福祉国家と家族政策の「主流」化—『ワークライフバランス』政策の理論とジェンダー平等」『大原社会問題研究所雑誌』No. 594.
- 原伸子 (2009) 「福祉国家の『変容』と『ワークライフバランス』の論理」『季刊経済理論』45: 4, 45-56.
- 原伸子 (2016) 『ジェンダーの経済学』ミネルヴァ書房.
- 原伸子・岩田美香・宮島喬編 (2015) 『大原社会問題研究所叢書 現代社会と子どもの貧困—福祉・労働の視点から—』大月書店.
- 平田周一 (2008) 『ヨーロッパにおけるワークライフバランス』(JILPT資料シリーズNo. 45 労働政策研究・研修機構) <http://www.jil.go.jp/> (2015年8月30日参照).
- 藤田英典 (1993) 「学歴社会」宮島喬・藤田英典編『教育への問い』東京大学出版会.
- 前原直子 (2010) 「J.S.ミルの利潤率低下論と『停止状態』論」『季刊 経済理論』47: 3.
- 前原直子 (2011) 「J.S.ミルの理想的的市民社会論と株式会社論」『経済学史研究』52: 2.
- 前原直子 (2012) 「C.I.バーナードの組織論とJ.S.ミルの経営組織論—個人と組織, 組織と社会の調和の実現可能性—」中央大学『経済学論纂』52: 3.
- 前原直子 (2013) 「J.S.ミルの経済思想における共感と公共性」有江大介編著『ヴィクトリア時代の思想とJ.S.ミル』三和書籍.
- 前原直子 (2014) 「J.S.ミルの理想的的市民社会論と共感論」『日本イギリス理想主義学会誌』第10号, 日本イギリス理想主義学会.

- 前原直子（2015a）『「資本論」における児童労働』原伸子・岩田美香・宮島喬編著『法政大学大原社会問題研究所叢書 現代社会と子どもの貧困—福祉・労働の観点から』大月書店。
- 前原直子（2015b）「アダム・スミスの教育経済論と共感論—アダム・スミス『国富論』と『道徳感情論』との関連で—」『中央大学経済研究所年報』46：723-754，中央大学経済研究所。
- 前原直子（2015c）「J.S.ミルの教育経済論—J.S.ミル『経済学原理』における教育論と経済理論との関連で—」『中央大学経済研究所年報』47：581-599，中央大学経済研究所。
- 前原直子（2016）「J.S.ミル『経済学原理』における教育経済論—T.R.マルサス『人口論』・『経済学原理』との関連で—」『マルサス学会年報』25：31-64，マルサス学会。
- 前原直子（2017）「アダム・スミスの教育経済論と共感論—アダム・スミス『国富論』と『道徳感情論』との関連で—」益永淳編著『中央大学経済研究所研究叢書 経済学の分岐と統合』中央大学出版部，31-92頁。
- 前原正美（1998）「J.S.ミル政治経済学」白桃書房。
- 前原正美（2013）「アダム・スミスにおける「人間の幸福」論と資本蓄積論—《相対的幸福》論と《絶対的幸福論》との関連で—」『中央大学経済研究所年報』44：545-575。
- 正木裕司・前田信彦（2003）「【特集】パート労働の国際比較(2)オランダにおける働き方の多様化とパートタイム労働」『大原社会問題研究所雑誌』，No. 535/2003.6，1-13頁。
- 宮島喬・藤田英典編（1991）『文化と社会』有信堂。
- 宮島喬訳（1991）『再生産（教育・社会・文化）』藤原書店。
- 八代尚宏（2007）「ワークライフバランスを通じた女性の人材活用」山口一男・樋口美雄編『論争日本のワークライフバランス』日本経済新聞社。
- 山口一男（2005）『女性の労働力参加と出生率の真の関係について：OECD諸国の分析』RIETI Discussion Paper Series 05-J-036 経済産業研究所。
- 山口一男（2009）『ワークライフバランス：実証と政策提言』，日本経済新聞出版社。
- 山口一男・樋口美雄編（2008）『論争 日本のワークライフバランス』，日本経済新聞出版社。
- 山田順（2015）『円安亡国—ドルで見る日本経済の真実—』文芸春秋社。
- 両角道代（2008）「均衡待遇と差別禁止—改正パートタイム労働法の意義と課題」『日本労働研究雑誌 No.576』。
- 厚生労働省編『海外情勢白書（2000～2001年）』日本労働研究機構，2001年。
- 厚生労働省「平成27年度版 働く女性の实情」（2016年11月30日参照）。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/13.html>
- 厚生労働省「コース別雇用管理制度の実施状況と指導状況について」（2016年11月30日参照）。<http://www.mhlw.go.jp/stg/houdou/com10661.html>
- 厚生労働省「パートタイム労働法について」「パート労働ポータルサイト」（平成28年11月21日参照）。<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/parttime/>
- 総務省統計局ホームページ（2016年12月10日参照）。<http://www.stat.go.jp/info/today/img/097z13.jpg>
- 総務省統計局『統計Today No.115』2016年11月28日（2016年12月10日参照）。<http://www.stat.go.jp/info/today/index.htm>
- 内閣府男女共同参画局ホームページ「働く女性応援会議」（2016年11月30日参照）。http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kagayaku_women
- Global Gender Gap Report 2012（2016年11月30日参照）。<http://www.reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2012/>
- Global Gender Gap Report 2015（2016年11月30日参照）。<http://www.reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2015/>